

電子提供措置の開始日 2025年5月30日

株 主 各 位

第79期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

●事業報告

「業務の適正を確保するための体制」

「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

「株式会社の支配に関する基本方針」

●連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

●計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

第79期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

大石産業株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無に関わらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を、次のとおりとしております。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1)当社は、取締役・使用人の行動規範を次のように定めている。

企業活動の前提として、法令およびその精神を順守することはもちろん、社会的規範や良識に則った行動や倫理観の涵養等が強く求められていることを十分に認識し、「優良な企業」として社会に受け入れられ、社会とともに発展していく。また、本規範の実践が企業の社会的責任であると自覚する。

2)取締役は、この実践のため「大石産業グループのグループビジョン（パーパス・ビジョン・バリュー）」「大石産業グループ企業倫理綱領」に従い、大石産業グループ全体における企業倫理の順守および浸透を率先垂範して行なう。

3)法令順守および社会規範、倫理を統括する組織として、「リスク・コンプライアンス委員会」を設け、大石産業グループ横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1)取締役は、その職務の執行に係る以下の文書、その他の重要な情報を、社内規程に基づき、夫々の担当職務に従い適切に保存しかつ管理する。

イ. 株主総会議事録と関連資料

ロ. 取締役会議事録と関連資料

ハ. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録または指示事項と関連資料

ニ. 取締役を決定者とする書類および付属書類

ホ. その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

2)取締役会の議長は、情報の保存および管理を監視・監督する責任者となる。また、管理部は責任者を補佐する。

3)上記1)に定める文書は、10年間保管するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1)取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処すべく、必要に応じて「リスク・コンプライアンス委員会」を招集し対応する。

2)次のリスクにおける事業の継続を確保するための体制を整備する。

イ. 地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損失を被るリスク

ロ. 不適正な業務執行により生産・販売活動等に重大な支障を生じるリスク

ハ. 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な被害を受けるリスク

ニ. その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

(4) 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会で決定した業務の執行は、代表取締役をはじめとする各取締役が行なう。また、業務執行に係る権限を執行役員に委譲し、取締役が職務を有効かつ効率的に遂行できるようにしている。
- 2) 取締役会の運営を効率的に行なうために、経営会議等を適宜開催する。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「大石産業グループのグループビジョン」「大石産業グループ企業倫理綱領」の実践的運用と徹底を行なう体制を構築する。
- 2) 大石産業グループの使用人は、大石産業グループ各社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、大石産業グループの諸規程に従って、リスク・コンプライアンス委員会へ報告するものとする。リスク・コンプライアンス委員会では、当該報告された事実についての調査を指揮・監督し、適切な対策を決定する。
- 3) 大石産業グループにおける法令順守上疑義のある行為等については、内部公益通報保護規程に基づき、使用人が直接通報を行なう手段を確保するものとし、その手段の一つとして社外の弁護士に通報相談窓口を設置、運営する。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保する。

(6) 当社および子会社から成る企業集団（以下、当社グループ）における業務の適正を確保するための体制

- 1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は関係会社管理規程に則り、大石産業グループの業務効率化、適正化を図るとともに、リスク情報の伝達および営業成績、財務状況その他の一定の経営上の重要事項について定期的に当社に報告することを義務付ける。
- 2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ. 当社はグループ全体のリスクを網羅的、統括的に管理する。
ロ. 子会社を含めたリスク管理を実施する機関としてリスク・コンプライアンス委員会を運営し、必要に応じて委員会を招集し対応する。
- 3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、必要に応じて子会社に対して取締役および監査役等の派遣を行い、企業集団のガバナンスを行う。
- 4) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
イ. 当社はグループ全体の役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「大石産業グループ企業倫理綱領」の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。
ロ. 当社の社内通報窓口では、子会社からの通報も受け付ける。
ハ. 当社の内部監査部門は子会社の内部監査を実施する。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制

- 1) 取締役および使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告するものとする。
- 2) 前項に関わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

(8) 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った当社グループの役員および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する旨を当社グループおよび使用人に周知徹底する。

(9) 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- 1) 監査等委員は取締役会に出席し、議事運営や決議内容などを監査するほか、選定監査等委員による社内重要会議への出席や、関係会社への往訪などを行なう。
- 2) 社外監査等委員を置き、対外透明性を担保するとともに、独立性要件を満足するものとする。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、「大石産業グループ企業倫理綱領」に表明の通り、社会的秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な経済活動に障害となる反社会的勢力とは一切関わりをもたず、毅然とした態度で臨むこととする。また、担当部署は、反社会的勢力に関して平素より情報の収集と管理に努め、必要に応じて警察等の外部機関と連携するなど、反社会的勢力との取引遮断に向けて組織的に取組むこととする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、内部統制システムの体制整備に関する基本方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。主な運用状況は以下のとおりです。

- (1) 取締役会を16回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決議し、経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議いたしました。
- (2) 監査等委員会を13回開催し、監査方針、監査計画を協議決定するとともに、監査等委員は重要な会議への出席、業務および財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への順守について監査いたしました。また、常勤監査等委員は会計監査人・内部監査室および社外取締役（監査等委員）と連携し定期的に会合するとともに、夫々の監査情報の共有を行い監査の充実を図りました。
- (3) 内部監査室は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した内部監査計画に基づき関係会社を含めて内部統制評価を行うとともに監査等委員会、会計監査人と情報の共有化を図るなど連携し、内部監査を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- (4) 当社は「大石産業グループ企業倫理綱領ハンドブック」を役員・従業員に配付しています。コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、本ハンドブックに基づき、主に倫理、情報セキュリティ対策、インサイダー取引防止、ハラスメント防止等を目的に、各部署においてコンプライアンス勉強会を開催しコンプライアンスへの周知徹底を図りました。また、リスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンスやリスクマネジメント全般について協議しました。

株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財産および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	百万円 466	百万円 416	百万円 17,281	百万円 △1,039	百万円 17,125
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△252		△252
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			944		944
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分				40	40
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	691	40	732
当連結会計年度期末残高	466	416	17,973	△998	17,858

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	百万円 633	百万円 △129	百万円 54	百万円 558	百万円 56	百万円 17,740
当連結会計年度変動額						
剰 余 金 の 配 当						△252
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益						944
自 己 株 式 の 取 得						△0
自 己 株 式 の 処 分						40
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△58	228	73	244	7	251
当連結会計年度変動額合計	△58	228	73	244	7	984
当連結会計年度期末残高	574	99	128	802	64	18,724

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5社
- ・連結子会社の名称 (株)アグシス、柳沢製袋(株)、CORE PAX(M)SDN.BHD.、ENCORE LAMI SDN.BHD.、FUSIONS TRADING MALAYSIA SDN.BHD.

当連結会計年度において、FUSIONS TRADING MALAYSIA SDN.BHD.を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社

該当はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法を適用の関連会社
該当はありません。

(2) 持分法を適用していない関連会社の状況

- ・持分法を適用していない関連会社の数 1社
- ・会社の名称 柳沢マタイ(株)

持分法を適用していない関連会社である柳沢マタイ(株)は、連結純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、CORE PAX(M)SDN.BHD.、ENCORE LAMI SDN.BHD.及びFUSIONS TRADING MALAYSIA SDN.BHD.の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

……移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

……時価法

③ 棚卸資産

商品及び製品……………主として月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品……………主として月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

ただし、親会社におけるパルプモールド部門の一部及び(株)アクシスの仕掛品は個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品………主要原材料及び貯蔵品は、主として月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

補助材料は、主として最終仕入原価法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

……主として定率法

ただし、CORE PAX(M)SDN.BHD.、ENCORE LAMI SDN.BHD.及びFUSIONS TRADING MALAYSIA SDN.BHD.は定額法

なお、CORE PAX(M)SDN.BHD.、ENCORE LAMI SDN.BHD.及びFUSIONS TRADING MALAYSIA SDN.BHD.を除く国内連結会社において、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～45年

機械及び装置 8～12年

また、CORE PAX(M)SDN.BHD.、ENCORE LAMI SDN.BHD.及びFUSIONS TRADING MALAYSIA SDN.BHD.を除く国内連結会社において、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

……ソフトウェア（自社利用）

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

その他の施設利用権

定額法（15年）

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に関するリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

④ 投資不動産……………定額法

2007年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から５年間で均等償却する方法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

③ 役員株式給付引当金……………株式交付規程に基づく取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 主要な事業における顧客との契約に基づく主な履行義務の内容

当社グループは、緩衝機能材事業及び包装機能材事業の各製商品の販売を主な事業としており、顧客との販売契約に基づいて製商品を引き渡す履行義務を負っております。

② ①の履行義務に係る収益を認識する通常の時点

製品の国内販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。製品の国外販売については、主として船積時点で収益を認識しております。商品の販売については、顧客への納品が完了した時点で、当該商品の支配が顧客に移転したと判断し、収益を認識しております。なお、製品又は商品の販売に関する取引の対価は、

履行義務の充足時点から概ね6ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づいた額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までに帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）及び子会社に対する投資を売却した時の親会社の持分変動による差額に対する法人税等及び税効果に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

これによる連結財務諸表への影響はありません。

Ⅲ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	緩衝機能材 事業	包装機能材 事業	計		
パルプモールド	6,498	－	6,498	－	6,498
段ボール	3,328	－	3,328	－	3,328
成型	1,229	－	1,229	－	1,229
フィルム	－	4,866	4,866	－	4,866
重包装袋	－	7,119	7,119	－	7,119
その他	－	－	－	430	430
顧客との契約から生 じる収益	11,056	11,985	23,042	430	23,472
その他の収益	－	－	－	13	13
外部顧客への売上高	11,056	11,985	23,042	443	23,485

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報関連事業、デザイン関連事業、不動産賃貸事業、マレーシア国における日本産農産物等の輸入販売事業等を含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「Ⅰ. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

IV. 追加情報

(取締役に対する株式報酬制度)

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下同じ。）に対し、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

1. 本制度の概要

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、取締役に対して、当社が定める株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、当社株式が本信託を通じて交付される株式報酬制度であります。取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として在任時（ただし、退任までの譲渡制限を付す。）であります。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は106百万円、株式数は115,970株であります。

V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	24,186百万円
2. 投資不動産の減価償却累計額	223百万円

VI. 連結損益計算書に関する注記

受取損害保険金

2023年3月6日に当社の八戸工場において発生した火災にかかる受取損害保険金を特別利益として計上しております。

Ⅶ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	4,664,000	4,664,000	－	9,328,000

（注） 1. 2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 株式総数の増加4,664,000株は株式分割によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	791,623	769,518	22,205	1,538,936

（注） 1. 2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 株式数の増加769,518株は、株式分割前に行った単元未満株式の買取りによる増加50株及び株式分割による増加769,468株によるものであります。

3. 株式数の減少22,205株は、株式分割前に行った株式給付信託の交付及び売却によるものであります。

4. 当連結会計年度末の自己株式のうち、「役員向け株式交付信託」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する株式数は、115,970株であります。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月10日 取締役会	普通株式	126	32.00	2024年3月31日	2024年6月4日
2024年11月14日 取締役会	普通株式	126	32.00	2024年9月30日	2024年12月2日
計		252			

- (注) 1. 2024年5月10日取締役会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。
2. 2024年11月14日取締役会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。
3. 2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額については、当該株式分割前の金額を記載しております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年5月9日開催の取締役会において、株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	276	35.00	2025年3月31日	2025年6月3日

- (注) 1. 配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。
2. 1株当たり配当額には、創業100周年記念配当15円が含まれております。

Ⅷ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に包装関連資材の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクにさらされております。また、外貨建て営業債権は、為替の変動リスクにさらされております。原紙供給取引から生じる債権の一部について、将来の為替相場の変動リスクを回避し、円貨におけるキャッシュ・フローを確定させる目的で、必要に応じて為替予約取引を行っております。投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。その一部には、外貨建てのものもあり、為替の変動リスクにさらされておりますが、同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内であります。借入金の使途は、主に設備投資資金（長期）であります。海外連結子会社では、借入金及び利息について、将来の為替相場の変動リスクを回避し、現地通貨におけるキャッシュ・フローを確定させる目的で、必要に応じて通貨スワップ取引を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理に係る規程に沿って取引先の状況について定期的にモニタリングを行い、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

なお、デリバティブ取引にあたっては、リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、原紙供給取引から生じる債権の一部について、将来の為替相場の変動リスクを回避し、円貨におけるキャッシュ・フローを確定させる目的で、必要に応じて為替予約取引を行っております。また、投資有価証券は主として株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況の把握を行っており、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。海外連結子会社では、借入金及び利息について、将来の為替相場の変動リスクを回避し、現地通貨におけるキャッシュ・フローを確定させる目的で、必要に応じて通貨スワップ取引を行っております。この取引についても当社の規程に準じて、残高の管理等を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、管理部財務課が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を連結売上高の2カ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（※1）	時価（※1）	差額
投資有価証券（※2）（※3）			
満期保有目的の債券	10	9	△0
その他有価証券	1,238	1,238	－

（※1） 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」及び「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（※2） 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	233

（※3） 時価の算定に関する会計基準の適用指針第24-16項に従い、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は上表には含めておりません。当該組合等への出資の連結貸借対照表計上額の合計は46百万円です。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	1,238	—	—	1,238

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 満期保有目的の債券 地方債	—	9	—	9

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び地方債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

IX. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

千葉県その他の地域において、賃貸用の建物（土地を含む。）等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
281	2,838

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であり、有形固定資産の土地及び投資その他の資産のその他に含めて表示しております。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価書」及び固定資産税評価額等に基づいて自社で算定した金額であります。

X. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,395円75銭

2. 1株当たり当期純利益 121円57銭

(注) 1. 2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 1株当たり純資産額の算定に用いられる期末の普通株式の数および1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「取締役に対する株式報酬制度」の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は115,970株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は132,405株であります。

XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	百万円 466	百万円 345	百万円 71	百万円 416
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
別 途 積 立 金 の 積 立				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－
当 期 末 残 高	466	345	71	416

	株 主 資 本				自己株式	株主資本合計
	利 益 剰 余 金					
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計		
別途積立金		繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	百万円 116	百万円 14,450	百万円 1,042	百万円 15,609	百万円 △1,039	百万円 15,453
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△252	△252		△252
別 途 積 立 金 の 積 立		650	△650	－		－
当 期 純 利 益			777	777		777
自 己 株 式 の 取 得					△0	△0
自 己 株 式 の 処 分					40	40
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	－	650	△125	524	40	565
当 期 末 残 高	116	15,100	917	16,133	△998	16,018

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	百万円 516	百万円 516	百万円 15,969
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△252
別 途 積 立 金 の 積 立			－
当 期 純 利 益			777
自 己 株 式 の 取 得			△0
自 己 株 式 の 処 分			40
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△29	△29	△29
当 期 変 動 額 合 計	△29	△29	535
当 期 末 残 高	486	486	16,504

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品……………月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

ただし、パルプモールド部門の仕掛品の一部は個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品……………主要原材料及び貯蔵品は、月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

補助材料は、最終仕入原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却した翌期から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

……………ソフトウェア（自社利用）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他の施設利用権

定額法（15年）

(3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に関するリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(4) 投資不動産……………定額法

2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌日から5年間で均等償却する方法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における見込額に基づいた額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までに帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員株式給付引当金……………株式交付規程に基づく取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 主要な事業における顧客との契約に基づく主な履行義務の内容

当社は、緩衝機能材事業及び包装機能材事業の各製商品の販売を主な事業としており、顧客との販売契約に基づいて製商品を引き渡す履行義務を負っております。

(2) (1) の履行義務に係る収益を認識する通常の時点

製品の国内販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。製品の国外販売については、主として船積時点で収益を認識しております。商品の販売については、顧客への納品が完了した時点で、当該商品の支配が顧客に移転したと

判断し、収益を認識しております。なお、製品又は商品の販売に関する取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね6ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象……………ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建て営業取引に係る債権

ヘッジ方針……………内規に基づき、外貨建て営業取引に係る債権の為替変動リスクを回避する目的で必要に応じて行っております。原則として1年を超える長期契約は行わない方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法……………有効性の評価については、期末日及び決済日（為替予約の実行日）に予約レート比較により評価を行っております。

(2) 退職給付に係る会計処理の方法…退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

II. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）及び子会社に対する投資を売却した時の親会社の持分変動による差額に対する法人税等及び税効果に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

これによる財務諸表への影響はありません。

III. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

IV. 追加情報

(取締役に対する株式報酬制度)

連結計算書類の「連結注記表（追加情報）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

V. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|-----------------------------------|--------------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 19,549百万円 |
| 2. 投資不動産の減価償却累計額 | 303百万円 |
| 3. 保証債務 | |
| 下記の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。 | |
| CORE PAX(M)SDN.BHD. | 544百万円（外貨建 16百万RM） |
| 4. 関係会社に対する金銭債権及び債務 | |
| 短期金銭債権 | 251百万円 |
| 短期金銭債務 | 22百万円 |

VI. 損益計算書に関する注記

- | | | |
|--------------|------------|--------|
| 1. 関係会社との取引高 | 売上高 | 112百万円 |
| | 仕入高 | 49百万円 |
| | 製造原価 | 18百万円 |
| | 販売費及び一般管理費 | 121百万円 |
| | 営業取引以外の取引 | 53百万円 |

2. 受取損害保険金

2023年3月6日に当社の八戸工場において発生した火災にかかる受取損害保険金を特別利益として計上しております。

Ⅶ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式（株）	791,623	769,518	22,205	1,538,936

- (注) 1. 2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
2. 株式数の増加769,518株は、株式分割前に行った単元未満株式の買取りによる増加50株及び株式分割による増加769,468株によるものであります。
3. 株式数の減少22,205株は、株式分割前に行った株式給付信託の交付及び売却によるものであります。
4. 当期末の自己株式のうち、「役員向け株式交付信託」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する株式数は、115,970株であります。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	388百万円
賞与引当金	81百万円
減損損失	57百万円
投資有価証券評価損	32百万円
未払費用（法定福利費）	13百万円
貸倒引当金	4百万円
その他	26百万円
繰延税金資産小計	604百万円
評価性引当額	△90百万円
繰延税金資産合計	513百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△177百万円
繰延税金負債合計	△177百万円
繰延税金資産の純額	336百万円

2. 法人税の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.4%から31.3%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は6百万円増し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が5百万円、それぞれ減少しております。

IX. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	住所	議決権所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	CORE PAX(M) SDN.BHD.	マレーシア国 ジョホール州	所有 直接 100%	原材料の供給	原材料の供給 (注) 1	499	未収入金	113
				借入金の債務保証	保証債務 (注) 2	544		
子会社	ENCORE LAMI SDN.BHD.	マレーシア国 ジョホール州	所有 直接 80%	原材料・商品の購入	原材料・商品の購入 (注) 1	7	買掛金	－
				原材料の供給	原材料の供給 (注) 1	122	未収入金	29
				借入金の債務保証	保証債務 (注) 2	－		

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引の価格については、市場価格を参考に決定しております。

2. 保証債務については、銀行からの借入金に対して債務保証を行っているものであり、保証料は受け取っておりません。

X. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 2,118円98銭
- 1株当たり当期純利益 100円00銭

(注) 1. 2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 1株当たり純資産額の算定に用いられる期末の普通株式の数および1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「取締役に対する株式報酬制度」の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は115,970株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は132,405株であります。

XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。